

## 「すみや」は角屋ではなかった —西光万吉の秘めた思い—

宮橋 國臣

### はじめに

戦後の一九五二年、雑誌『部落』（第三号）は「水平社創立三十周年記念特集」を組み、西光万吉の「青竹の荆冠旗」が掲載された。内容は水平社結成前夜の西光が、柏原部落から京都へ出た生活の断片と水平社創立宣言等を起草した状況を回想的に叙述した短文である。過去を余り語らないとされる西光は、後半部の「島原の『すみや』で」の文中では「彼」として登場する。「彼」は、「すみや」を「水平運動の準備にいささかながら役立った」所として評価したのである。

ところで私自身、これまで「すみや」に関して全く何も知らなかったのに、知っていたつもりでいたのである。おそらく私に同感する人が、少なからずいるに違いない。今回、大阪府市長会による啓発映画『三月三日の風』（水平社誕生物語）の監修役に関わることになり、「すみや」の場が必要となったのである。そこで撮影関係者が角屋を訪問したところ、どうも「すみや」は現存の角屋ではないのではないかと、との報告を受けたのである。早速確認の必要に迫られたため角屋を訪問することになった。しかし、角屋の見学には特別な予約が必要であるため京都府の消防署勤務の友人に依頼して、漸く

訪問が可能となった。ついでに角屋の周りも同時に案内してもらったのである。

### 「すみや」にはあった「煙突」

以下の記述は、前期「青竹の荆冠旗」を元に再考したものである。西光は南梅吉に京都ガス会社を斡旋され、青いナツパ服姿の修理工となっていた。西光は初めて労働者の仲間入りをしたのである。

彼は「くしげ七条のある長屋の二階に住」んだのだが、奇しくも「くしげ七条」は、彼が僧侶の道を断念した「私立平安中学校（現平安高校）」に隣接した地区であった。これも、当地を案内されて初めて知ったことである。

西光の回想には、「ガス会社へ入った翌日から、修理班の班長さんの好意で島原の係りにしてもらい」、「そのうえ、班長さんはわざわざ『すみや』へも同伴して、『なにぶんよろしく』と彼を台所の人びとに引き合わすとともに、その煙突掃除までおしえてくれた」と記されている。この花街の「島原」地区も「くしげ七条」

の西側に近接する地区である。

さらに「それ以来、彼は二三日おきにこの家に来て、ガス管の故障の有無や煙突掃除の要不要にかかわらず、天気の良い日には物干し台へまで参上することになったのである」。つまり、西光は「すみや」の「煙突掃除」を名目に、「天気の良い日には物干し台」に姿を見せていたのである。以上の回想録から、「すみや」は角屋と同一視され、今まで顧みられることはなかったのである。例えば『水平社の源流』（解放出版社）でも、「すみや」を角屋と解している。

### 角屋には「煙突」も 「物干し台」もなかった

ところがである。現存の角屋（現在は重要文化財）の台所は五〇畳の広さがあり、厨房は天井まで吹き抜けて、小屋根のついた煙だしがある。従って「煙突」がないから、「煙突掃除」も不要である。ちなみに天保一〇年の「島原鳥瞰図」（『角屋案内記』23頁）には、角屋は「角や」と記され、小屋根のある建物の描写もあ

る。角屋関係者の説明にも、過去に取り壊した等の改築の証言はない（一九九六・八・二四訪問）。

ところで「物干し台」は必要であるが、実際の角屋には裏庭の一角にある。敷地一杯の建物なら、屋根上の「物干し台」は必要だが、である。

「そこは『すみや』の台所の屋根の上だが、さらに高い壁や屋根が風よけになっっている、まことにしずかで、冬の日向ぼっこによい所であった。そこで彼は、日によつては一日中腰かけたり、すわったり、寝そべったりしている」と、西光は描写している。しかし、角屋の台所の屋根上より「さらに高い壁や屋根が風よけ」という風景は見当たらない。ちなみに角屋保存会理事長中川徳右衛門氏は、「物干し台」に関して次のように回答された。

「角屋の台所棟は、天明七（一七八七）年から現在まで南北の棟である。本文の表記どおり一日中冬の日向ぼっこをするためには、棟が東西で南に面した物干し

台でないとは不可能である。もし現在の南北棟の台所棟を跨る形で物干し台があったとしたら、一階の大座敷の縁側から丸見えとなり、本来庭の景色を眺めることとなり、舞臺裏の物干し台を見せることとなり、庭園の風情が消えうせてしまう結果となる。揚屋等もてなしの業務をおこなうところでは、基本的には舞臺裏を見せることはない」（九月二日FAX）

西光の描写した風景は、「建物」が混み合った状況を描写したものであろう。当時の花街の「建物」の多くは、二階屋根の上に「物干し台」があり、「腰巻」が翻っていたといわれる。もともと表通りから簡単に見える場所ではないであろう。西光の記した「すみや」は建物の構造上から見て、現存の角屋とは全く異なるのである。どうも「すみや」と角屋は、単なる表記上の相違だけではなさそうである。また「すみや」という屋号の「遊女屋」は実在しなかったとは、角屋の御当主の弁である。

## 西光のこだわり

西光は、「すみや」への思いを次のように記している。

「京都祇園の『一力』で大石由良之助が酒色に耽ると見せかけて、一方で仇討ちの準備を進めていたという話は芝居や浪曲でも有名だが、その祇園の『一力』とともに昔から名高い島原の『すみや』が、水平運動の準備にいささかながら役立つこともあるからおもしろい」と西光が回想している。西光が「島原の『すみや』を『祇園の『一力』と対照的に記したため、読み進めると、『すみや』は角屋のことだと思いつまされてしまう。

「一力」についても全く無知なので、辞書を繙くと、祇園万亭の通称名で、〈万の字を分解した名〉であることが判った。つまり一は万に通じるということであろうか。少し余談になったが、なぜ、西光は漢字で「一力」と表記しながら、一方では「すみや」と〈括弧書きかな表記〉をしたのであろうか。西光が「すみや」

を漢字で書けなかったという単純な問題ではなさそうである。

戯曲作家でもある西光が、忠臣蔵の名場面である大石由良之助の「一力」通いを知っていたのは当然であろう。「一力」通いが「仇討ちの準備」のカムフラージュであったのである。

ところで祇園の「一力」に〈匹敵〉するのが島原の角屋である。そこで、西光は由良之助に自己を重ねようとして、島原の角屋を持ち出したのである。つまり、差別社会への「仇討ち」に燃える西光が、由良之助の「一力」通いに準えて、自己の「すみや」通いを描いたのである。そのためには、水平運動史上に角屋を登場させなければならなかった。西光が、角屋に拘わった理由がそこにあった。

しかし、西光が実際に「参上した物干し台」も「煙突」も、角屋には実在しなかった。つまり角屋と「すみや」は全く別の建物であったことになる。

## 「すみや」を創作した理由

結論を言えば、西光の記した「すみや」は、〈郭〉の中の無名の〈遊女屋〉であった。人間の自由と平等を願求する水平運動の出力が、最も自由と尊厳を奪われた女性たちの〈すみか(住処)〉で準備されたのである。これは、歴史的必然であろう。西光は、角屋であって角屋でない屋号を創作する必要に迫られたのである。

ここで角屋に関する認識が必要となる。角屋は〈揚屋〉つまり〈料亭〉であり、島原にありながら〈遊女屋〉ではなかった。しかも、当時の角屋は一見客や無産者への門戸を閉ざし、有産者の方に顔を向けた料亭として知られていたのである。戯曲作家としての西光は、「一力」の対比上〈料亭〉角屋を登場させようとした。しかし西光が実際に利用したのは無名の〈遊女屋〉である。しかし角屋と脚色したのでは、水平運動の本旨とも齟齬を生じるのである。結局、「名高い島原の『すみや』」が創作されたのである。

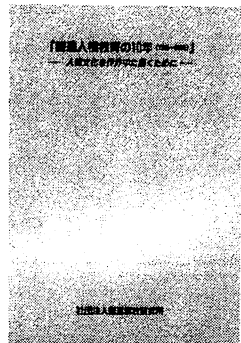
## 西光の「仇討ち」心

「京都の二月はまだ寒い。そのある日の午後、やはりうすれ日のしずかな「すみや」の物干し台へ、いつものように彼は上がってきてすわりこんだ。そして、いつものようにぼんやり考えているようだったが、やがて小さい手帳を出し、鉛筆をなめながらこまかい字で書きはじめ

た。「全国に散在する特殊部落民よ、団結せよ」。

ところで、京都の二月は底冷えがひどくて有名である。当時の気象記録を、「島原」地区にも近い京都地方気象台（京都市中京区西ノ京）から取り寄せた。これは、西光との〈共感〉あるいは〈歴史への臨場感〉という意義があるろう。また、自然現象の心理的影響は無視できないところがある。

記録によれば、京都の二月の天候は、極めて不安定であった。従って「物干し台」が利用できる日は、「二三日おき」あるいはそれ以上の間隔にならざるを得なかったであろう。これは京都の天気だけが変化に富むというよりも、不安定な季節であったからである。しかし「物干し台」の西光は、それにもめげないほど「仇討ち」心に燃えながら、創立宣言の起草に没頭していたのである。

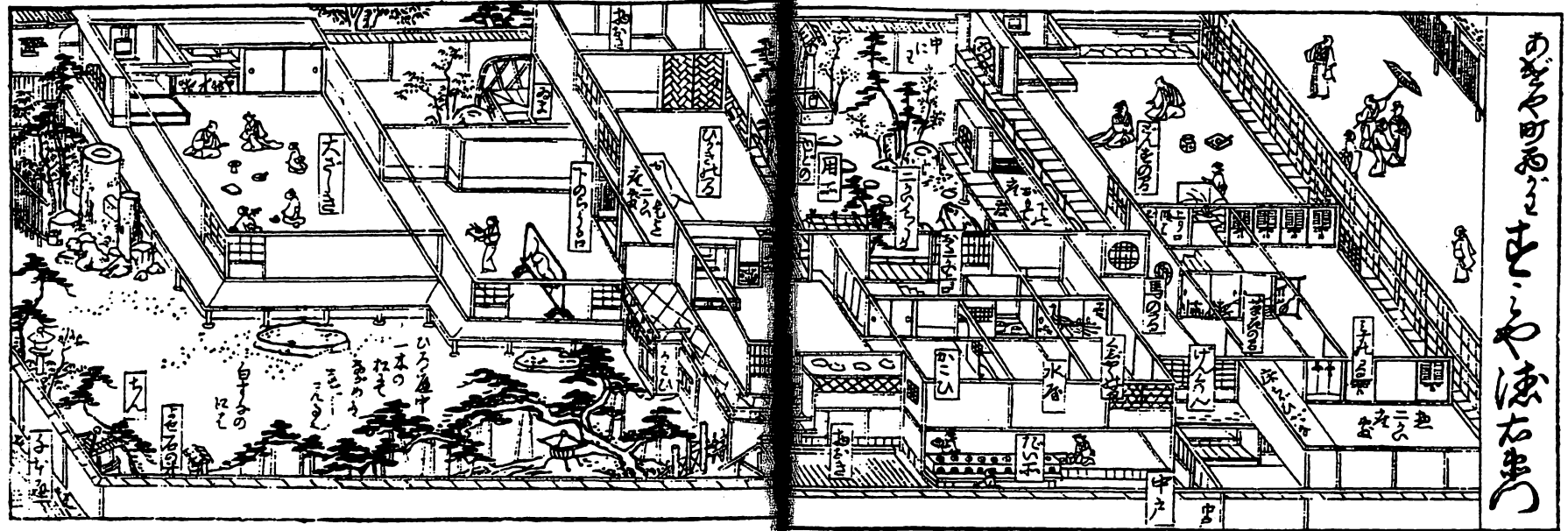


# 国連人権教育の10年

人権文化を世界中に築くために (1995-2004)

本書は日本における人権教育推進と日本国内に人権文化を根付かせるための必読書 95年9月刊

部落解放研究所編  
A4判 63頁 824円



角屋俯瞰図 『一目千軒』天明4年(1784)版 所載

ひろ敷中  
 一本の  
 庭にて  
 ながの行  
 ながし  
 見事也  
 白十の  
 には

角屋の町内分り  
 十二ヶ所あり  
 十二ヶ所あり